

平成 23 年度以降の先端研究助成基金のフォローアップの観点について

平成 23 年 8 月 25 日
最先端研究開発支援プログラム担当室

1. 最先端研究開発支援推進会議のメンバーから、今後、平成 23 年度以降の先端研究助成基金（以下「基金」という）のフォローアップを行うに当たっては、平成 22 年度から助成金の執行が本格化し、その執行状況の確認が日本学術振興会により平成 23 年度以降行われる予定となっていることから、こうした日本学術振興会による助成金の執行管理が適切に行われているかという点を、本フォローアップの観点として明示すべきとの意見があったところ。
2. これを踏まえ、次回平成 23 年度以降の基金のフォローアップの実施に当たっては、このようなことが明確となるように、フォローアップの観点について、以下のような修正を行うこととしたい。

先端研究助成基金のフォローアップの観点

（「最先端研究開発支援プログラムのフォローアップの及び評価の具体的な運用について（平成 23 年 7 月 29 日最先端研究開発支援推進会議決定）」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラムのフォローアップの及び評価の具体的な運用について（平成 23 年 7 月 29 日最先端研究開発支援推進会議決定）」から抜粋）

- (1) 基金の管理・運用を行うための適切な業務体制が構築され、業務の分担と責任の所在が明確化されているか
- (2) 基金の管理・運用を行うために必要な規程は整備されているか
- (3) 平成 22 年 3 月 9 日（最先端プログラム）及び平成 23 年 2 月 10 日（次世代プログラム）に総合科学技術会議が決定した内容に沿って助成金が適切に交付・執行管理されているか
- (4) 事務経費は適切に使用されているか

（注）下線部分が修正箇所

平成 24 年 2 月 22 日
基金管理委員会運用部会

総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議における平成 21 年度及び 22 年度の先端研究助成基金のフォローアップへの対応について

1. 資金運用に係る引き合い手続き関係

(1) 指摘事項

「金融機関から引合書を徴収する場合には、公募により行うこと。」

(2) 他の独立行政法人等の状況（調査対象機関：6 機関）

- ① 資金運用に係る引き合いを指名競争方式で実施している機関が 4 機関あった。
- ② 引合書そのものの徴収を公募で行うものではないが、引き合いに参加できる金融機関の募集を一般公募で実施している機関が 1 機関あった。
- ③ 資金運用に係る引き合いを一般競争方式で実施した実績があったものの、実質的には個別に照会を掛けて引き合いを実施していた機関が 1 機関あった。

(3) 対応

引き合いに参加できる格付等の条件を示して公募により金融機関を随時募集し、参加の申し込みがあった金融機関に対して、その都度指名競争方式により引き合いを実施する。

2. 外部専門家からの意見聴取関係

(1) 指摘事項

「金融商品等の選定に関し調査審議する基金管理委員会運用部会で、積極的に外部専門家の意見を聴取すること。」

(2) 外部専門家からの主な意見

- ① これまでの大口定期預金及び譲渡性預金による資金運用については、残存期間 3～4 年の国債と同程度の利回りを確保している。
- ② 地方債、政府保証債は国債と並んで安全性が高いが、1 回の発行額が少額（東京都が発行する地方債でも 1 回あたり数百億程度）であり、運用規模が大きい場合は、運用口数が多数となってしまう管理が煩雑となる。
- ③ 金銭信託については、殆どの金融機関で募集を取り止め、定期預金での運用に切り替わっていて金融商品の選択性が低い。
- ④ 今後の残存事業期間による運用可能期間（1 年半）を勘案すると、償還期間が 1 年の国債の利回りよりも有利な譲渡性預金を活用することが望ましい。
- ⑤ 格付会社の格付けについては、「BBB」以上にした場合、1 つ格付けが下がると、投機的格付債（ジャンク債）となってしまうリスクがあるため、「A」以上とすることが望ましい。

(3) 対応

基金の安全性及び流動性の確保を前提にしつつ、残存事業期間や利回りの優位性を踏まえ、預金（大口定期預金、譲渡性預金）により資金運用を行っていくものとする。